

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

団体名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
株式会社熊本陸運	代表取締役	赤星俊光	熊本県	運輸業、郵便業(道路貨物運送業、倉庫業、その他の運輸業・郵便業)	なし

当団体は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、業界として以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新: 2024年2月1日

(取組方針)

・会員企業の事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を業界の課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、会員企業の物流改善に向けた取り組みが進展するよう、業界として支援します。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、会員企業と取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守するよう、業界として必要な啓蒙活動を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・会員企業に対して運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するよう業界として呼びかけるとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、業界としてその遵守に努めます。

※上記趣旨に賛同するとともに、業界として会員企業に推奨する取組項目

No.	分類番号		取組項目	取組内容
1	A	①	物流の改善提案と協力	取引先から荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、付帯作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに自らも積極的に提案します。
2	A	⑪	高速道路の利用	取引業者から高速道路の利用と料金の負担について相談があった場合は真摯に協議に応じます。
3	A	⑫	混雑時を避けた配送	道路が渋滞する時間や着荷主側の混雑時間を避けるため出荷時間や納品時間を分散させます。
4	B	①	運送契約の書面化の推進	運送契約の書面化を推進します。
5	C	①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	契約する取引業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。
6	D	②	異常気象時等の運行の中止・中断等	台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送を行いません。また運転者の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と取引業者が判断した場合は、その判断を尊重します。

PR欄	
-----	--